

# 佐伯藩足輕の縁組制度

幕藩体制下その実態はどうかであったか

会員 橋本 和 雄

昭和帝学教諭(社会科)

はじめに

幕藩体制の成文と経歴、そして崩壊という過程に対し、現在の歴史学は、第一段、第二段階、第三段階と、それぞれ区切りをつけ、鋭意研究が進められている。(注1)

この場合使われる「幕藩体制」という言葉の意味は、「幕府・各藩領主が、小農民の生産物の全ての剰余分を奪う支配の体制であること。そしてこの支配の体制を統括していくために、武力を背景とした將軍―大名―家臣という縦の階級の中で、これらの集団が、圧倒的な力で農・工・商に対する。すなわち身分差別の貫徹を維持する体制である。」(注2)とされている。

幕藩体制において、支配階級は農民の生産物の中から、強制的に租税を取り上げていくためにも、権力組織を構成する武士身分を、維持存続していくことが、絶対的な課題であった。したがって婚姻においても、武士身分維持の厳しい制限を行なっていた。(注3)

この厳しさが、足輕身分ではどうであったかを、佐伯藩の实態に即しながらみていくことによつて、下級武士と支配者がどのように位置づけられていたかを明らかにしていきたい。

(注1) 「幕藩体制の構造的特質」佐々木潤之介(「論集幕藩体制」所収/15頁)

(注2) 「幕藩体制成立の素描」小林清治

前掲書 30頁

(注3) の「法制史」石井良助編 山川出版 三三八―三三九頁

② 一七二〇(宝永七)年「武家諸法度」十一条

「近世の俗、婚を裁するに或は聘賦の多少を論じ、或は資装の厚薄を論じ、甚しくは貴賤相当らざる者婚をなすに至る。此等の弊俗一切禁絶すべき事。」

## 本 論

### 資料 そのト

#### 奉願口上書

(注1) 御組新半裏に御水主伝七娘縁組仕度奉願候 双方懇談仕差支無御座候 右願之通被為 仰付被下候は比難有

仕合可奉存候 以上

(注2) 九月十六日

(注3) 早斐孫作

#### 岡 崎 郡 右 衛 門 殿

右之通願書相認 郡右衛門御宿本江致持参候延御受取 双同役共申談候上可申付旨被仰渡候 尤右縁組の趣ハ此間御内意申上置 御内々御間届ニ成願書差出候様被仰聞候上御水主伝七方申談双方願書差出候

(注1) 新半は足輕の名前 御組とあるのは足輕を何組かに分け、水と上級武士にそれぞれ所屬とせよといた。別文書に、朝十五

工門組派右工門、笠川衛守組 初右工門云々の文からも察せらる。なお足輕の人数については、慶応四年(一八六三)

「家中分限帳」によれば、百貳人である。

(注2) 御水主 佐伯藩お抱えの水主と考えらる。前出「家中

分限帳」によれば、船頭檢査人とあり、そのうちの「港人部  
給米九石三人扶持指遣」とし、他の檢名はそれより幾らか  
ずつ少なく支給となつてゐる。

(注3) 子九月は宝曆六年丙子の年のことである。年に當る。

(注4) 甲斐孫作は足輕の小頭である。別の文書に

「……八月十一日夜月番 小頭……甲斐孫作 云々」と  
ある。

(注5) 岡崎郡古齋門 別の文書に「御物頭御當番岡崎  
郡古齋門殿 云々」とあるので、「御物頭であつたと  
考ふる。

(注6) 双同役 御物頭二人で、という意味であらう。

この資料その一は「足輕身分 新子の妻として、佐伯  
藩お抱えの御水主伝七の娘と縁組したい」との願ひ書で、  
足輕小頭甲斐孫作から、御物頭の岡崎郡古齋門へ出  
したところ、御物頭の同役どうしで話し合つた上で、そ  
の願ひをどうするかを定めると言ひ渡された。

もっとも願書と出し出す前に、この縁組について許可  
してもらへることをへ岡崎郡古齋門に伺ひを立てたか  
あるうへ確認してあり、その上に立つて双方願書(新子  
と御水主伝七双方から出された願書と指すと考へられる  
が、その現物資料はない)を出したというものである。

この資料からわかることは、

(1) 婚姻には、許可を必要としたこと。

(2) 許可を得るため、當事者どうしの家からはかりで  
なく、足輕の場合、その組の頭からも願書と差し出  
すこと。

(3) この場合、願書は御物頭に送されてゐること。

(4) この願書は役所ではなく、直接郡古齋門宿本へ持参し  
てあり、それを郡古齋門に受取り、後日同役と相談  
の上返事をするとしてゐること。

(5) 願書の確實な許可を得るため、事前に内意を伺ひ、  
承諾を得ておいたこと。

以上である。

足輕身分の男に對する、同じ藩お抱えの水主の娘であ  
るといふことから、問題とされることもなく、この縁談  
は間もなく許可された。それを示したのが、次の「資料  
その2」である。すなわち願書が甲斐孫作の手から出さ  
れてから五日ぐらいで許可されてゐる。

資料 その2

(表裏)  
一子九月の日 新子縁組願の通被 仰付候間可申付旨被

仰渡 則新子ニ申渡候延難有仕合奉存候間御請申上

候故其段寄親様御請申上候、尤新子致同行御礼申

上候 御取令申上候

(注1) 御家中滞帳をはじめ分限帳にも「寄親」の名は見  
られない。別の文書の中に甲斐孫作の筆で「寄親 岡崎郡古齋門  
御留守故……」の文面がある。そして他の文書の中で、  
「岡崎郡古齋門組孫作……」としてある所から、甲斐孫作  
の直屬上司であることがわかる。

この事から、足輕が何程かに分れて組をつくつてゐる  
こと、その組の總責任者が「寄親」と呼ばれてゐたか  
あらう。

次に、百姓との縁組の場合をみることにしたい。「資  
料その3」がそれである。

資料 その3

奉願口上書

御組順蔵妹 浅海井浦百姓権三郎家及 藤市妻ニ縁組  
仕度奉願候 右願之通被爲 仰付被下候は難有  
仕合奉存候 以上

子十一月廿一日

岡崎郡右衛門殿

甲斐孫作印

奉願口上書

御組新平妹丹賀浦百姓堂右衛門妻三縁組仕度奉願候  
右願之通被為<sup>ニ</sup>仰付<sup>レ</sup>被<sup>レ</sup>下候<sup>ハ</sup>難有仕合可奉<sup>レ</sup>候  
以上

子十一月廿一日

甲斐孫作印

岡崎郡右衛門殿

これは(足輕)順藏・新平それぞれの妹を、百姓の「嫁」としてとつがせたいとの願書であるが、この願書が出されて五日目、極めて簡単に許可が出されているようである。「資料その4」で見えていたのだきたい。

資料その4

一右之通願書差出候ニ付 浅海井浦庄屋 丹賀浦庄屋中  
發願書差出候 尤例之通五日目願之通被<sup>ニ</sup>仰付<sup>レ</sup>拙者  
宅、新平・順藏家内之内壹人呼出申渡沙汰難有奉存候  
段 御請申上候間 寄親孫へ拙者罷出申渡候段御届申  
上御礼申上候

小頭甲斐孫作はこの許可を得るため、御物頭へ前もつて伺い立て、一応の承諾を得るといふ手順を踏んでいたことは、「例の通……」の文面が、「資料その1」の「御内意申上置御内々御聞届に成……」の文面を指すと考えられることから察せられる。

幕藩体制が、身分制度を堅持して、初めて成り立つこ

とから考えて、身分的には武士階級の最下位に位置しているとはいえず、武士以外の身分との婚姻については、トラブルが予想されるのであるが、この場合資料の上からは、全くといってよいくらい問題となっていない。  
この理由については、様々なことがあげられるが、そのうちの一つは「女性」であったということがある。すなわち家督をつぐでなく、また男尊女卑の傾向が制度的にも徹底していた封建社会であるがために、足輕の身分の中でも、女性に変更一段と整く見られていたためである。このこととは、後述の資料を検討する中で、更に触れることにしたい。

資料その5

奉願口上書

御組五郎右衛門弟義藏儀 宇太右衛門養子ニ被<sup>為</sup>仰付<sup>レ</sup>被<sup>下</sup>候ハバ 追而其人妹ニ取合<sup>テ</sup>申渡奉願候  
右願之通被<sup>為</sup>仰付<sup>レ</sup>被<sup>下</sup>候ハバ 重々難有仕合可奉存候  
以上

(注) 已八月二日

甲斐孫作印

岡崎郡右衛門殿

奉願口上書

御組留右工門伴善八妻ニ船頭所<sup>御</sup>丁人惣兵衛娘縁組仕度奉願候 右願之通被<sup>為</sup>仰付<sup>レ</sup>被<sup>下</sup>候ハバ 難有仕合可奉存候 以上

已八月二日

甲斐孫作印

岡崎郡右衛門殿

(注) 已八月は一七六一(宝曆十)年八月のことである。

資料「その5」を見ると、一つは同じ足輕身分の養子

縁組の願書であり、後の一つは足輕留右工門の倅善八へ、船頭所町人惣兵衛の娘を、嫁としてもらうための願書である。

前者は今まで見てきた通り問題は無い。けれど後者足輕留右工門の跡取りとなるであろう倅に、所人の娘を嫁として迎えるのであるから、これまで例とは異なる、夫とのべである。

この願書に対する藩側の態度を見る時、従来の扱いと違つた面が見られる。

資料 その6

一、巳十一月十一日江口留右工門倅善八妻引取婚礼仕度  
且又清田龜藏婚礼仕度而 寄親様江申上候処勝手次第  
可仕旨被<sub>レ</sub>仰付一則兩人共江申渡沙汰難有奉存候  
則十一日両共婚礼相調祝儀等寄親様江例之通並上候事

右ノ資料「その6」は、「寄親様江申上候処勝手次第可仕旨被<sub>レ</sub>仰付一則兩人共江申渡」と記されているのがそれである。この表現は、資料「その2」「その4」の、「……願之通被<sub>レ</sub>仰付……」とは、かなり違つた文面であらう。

江戸時代の文書の形式、特に公文書の場合には一定の形式があり、それが堅く守られている。

この事から考えると、文書の形式、表現が異なる場合は、それなりの意味があると思われるのである。従つて留右工門の倅善八へ、所人の娘を迎えるのに対し、「勝手次第に仕るべき旨仰せ出だされ」という文面が出されたこと、藩側の積極的な賛意を示したものでないかと考へるのが妥当なようである。この事を、資料「その8」「その9」で更に明らかにしたい。

資料 その7

奉願口上書

船頭所町人政右工門弟幸次郎申者御組五左工門養子に仕 未々娘一新二仕度奉願候 右願之通波<sub>レ</sub>為<sub>レ</sub>ニ 仰付被<sub>レ</sub>下候ハハ難有仕合可<sub>レ</sub>奉存候 以上  
巳 二月 十一日  
甲斐 孫 作印

長谷川國右衛門殿

(注)願書の宛先が、岡崎郡右衛門から長谷川國右衛門に変わった。これは岡崎が老齡となり隠居したため、甲斐孫作が組別(長谷川國右衛門)にお預けということになったためである。別の文書に、岡崎が隠居されたにつき、「……長谷川國右衛門殿江御組御預<sub>レ</sub> 御物頭江被<sub>レ</sub>仰付一早速孫作御敷ニ罷出……」とある。なお御物頭は通常武人頭で、足輕を組を監督し、組の教育訓練にあたるのがその職務である。依伯藩も同様であったと考えられる。

資料「その7」は、船頭所町人政右工門の弟を(足輕)五左工門の養子に迎え、やがては五左工門の娘の夫とした(婿養子である)という内容である。分から武士最下級とはいへ、足輕の家へ婿入りすることについて、取扱いの厳しいものがあつたと考へられる。そのことは、次の資料「その8」で伺うことが出来る。

資料 その8

覚

船頭所町人政右工門申者御組五左工門養子仕未々娘一新二仕度旨相願申候 御物頭共相談之上(組)方差支無御座候旨願之通可<sub>レ</sub>申付候 此段申上候 以上  
巳 二月 十一日

古之通 御届被<sub>二</sub>仰付<sub>一</sub>候

長谷川國古衛門

ここには、願書を書いた甲斐孫作の上司、長谷川國古衛門名の「覚」が書きしるされている。この「覚」は誰に出されたか、宛名が書かれていない。これは甲斐孫作のメモとして記したもので、この覚を、古之通御届被<sub>二</sub>仰付<sub>一</sub>候」とあるように、孫作の手で届けられたのである。何はともあれ出された願書に対し、このような賞書が記されているのは今回の場合だけで、今までになかったことである。

この事から、武士最下級身分であるにせよ、町人から足整に婿入りするに足、かなり複雑な手続きと経過を必要としたことが伺えるのである。

これまでの資料を検討してきて、途中でいえることは、佐伯藩足整の縁組において、幕藩体制を貫く身分制度の堅持という傾向は、男性それも家督相続者の場合は、かなり顕著に見られるということである。しかし、家督相続者でない者、特に女性の場合、身分制度も余り強く感じさせない実態であったといえる。

佐伯藩足整「縁組」の実態から見ても、もう一つ大きな特色がある。

次に掲げる資料「その9」は、資料の「奉願口上書」の年次別一覧表である。(下段)。これをみると、足整身分の縁組の相手に、上級武士が登場していかないことがわかる。足整にとって上士の壁がいかほど厚く高いものであるかを、この縁組状況において、歴然とわきたたせて示しているのである。このことは、とりもなおさず、当時の支配階級が、足整をどのように見ていたかを物語っている。

いるといえるであろう。

資料 その9

足整の縁組願書一覽

(一七五六—一七六二年)

年次	縁組一覽	年次	内	容	相	手	方
1	新平 本人	一七五六	嫁	もらい	御水主伝七娘を		
2	順藏 妹		嫁	りやる	淡海井浦百姓藤市へ		
3	新平 妹		嫁	りやる	丹願浦百姓寅右衛門へ		
4	林右卫門 妹		嫁	りやる	中村百姓宇兵衛へ		
5	五郎右卫門 弟	一七五七	養子	りやる	足整宇太右卫門へ		
6	留右卫門 伴		嫁	もらい	船頭町所人惣兵衛娘を		
7	悦右卫門 本人	一七五八	嫁	もらい	久部村百姓清助娘を		
8	巖藏 弟		嫁	りやる	塩屋村百姓喜作へ		
9	四九右卫門 伴	一七五九	養子	りやる	橋浦百姓理平次方へ		
10	五左卫門 家へ	一七六一	養子	もらい	船頭町所人政右卫門弟を		
11	小市右卫門 本人		嫁	もらい	足整丹助娘を		
12	留右卫門 水男	一七六二	養子	りやる	御料理人後藤喜兵衛方へ		

ま と め

以上幕藩体制下の佐伯藩足整の縁組について、足整小頭宇斐孫作がその組内で取扱った、「奉願口上書」をその中心資料として検討してきたのであるが、その中で明らかになったことは、当時の支配者が足整身分の単純再生産と軸ともなからも、足整より下級とされていた身分の者への垣根は低く、足整より上級とされていた身分への壁は厚かったことである。

すなわち、足整の家には生まれたものは、足整として一生を過ごすことと基本とし、足整の家で一生おれぬ者（次男・三男や娘たち）は、足整身分の者との縁組を原則としながら、現実には武士身分の格を越えた農・工・商すなわち百姓・町人との縁組が行なわれていたのである。しかもこの格を越えた縁組については、藩側もゆるやかな態度をとっているようである。しかしこれが、足整身分より上級とされていた武士との縁組ということになれば、厳しくこれを拒否していたであろうである。ここに支配者の足整に対する、封建社会における位置づけを明確に見ることができぬ。

このことは、明治政府発足当初、各藩の武士が士族・卒族に分けられ、足整は卒族とされたことから明らかである。一（卒族は階級なく士族に編入された）しかしながら今更で検討してきたこの横倉事案は、一七五六（宝暦六年）一七六二（宝暦十三年）の資料から云々れることであり、幕藩体制の崩壊を以て第三段階のものである。

幕藩体制確立期なり、第二段階において且事案がどうであったかは、検討する資料は全くといってよい程ない。またここに使った資料を裏付けるため、「毛利藩御用日記」や、「御仕置帳」を見る事が出来れば、更に具体的に出来たであろう。ここかしこ不十分な点が目立つと共に、不勉強なため誤った面が多いことと思われる。その危険を冒しながら敢えてここにまとめられたので、多くの方々のご批判、ご叱正をお願ひするものである。

（追記）

この資料は筆者所蔵、和綴の冊子で佐伯藩足整出頭甲斐孫作が、組内の縁組について上司にお伺ひの文書書類口上書しの控書である。

（おわり）

報告

二冊目の節用集

羽柴 弘

節用集とは何か。ご存知ない方が多いはず、実は江戸時代には民間で愛用されていた国語の辞書です。「新辞苑」によれば、

「室町時代の日用語の用字、語釈、語源を示した国語辞書。通俗簡易で検索に便であったので、江戸時代にかけて広く行われ、後ことばの読み方からそれに当る漢字を求めるようにした、いろは引きの簡便で実用向の辞書の総称」ということになっている。

史談会では、一昨年直川村の曾宮会員から「大増字節用集」と題する、明和八年（一七七二）の刊行本をいただいたが、今回近所の大島文太郎氏から、西三年後か永年刊発行の「徳川節用志改定」と題する大冊を頂戴した。佐伯史談会所有の、今から二百年前発売の庶民の百科事典は、これで二冊になった。

実はこの本、ことばや文字の辞典であるだけでなく、次のようなのが内容として載っている。

百官名盡し・本朝年代記・改正御武鑑・武将畧伝・御公卿鑑・服忌令・江戸京都大阪街区図・各地諸寺院・松島外景勝地絵図・中国及近江八景園と詩歌・諸臣文書式・塵劫記抄・明碁將棋・活花・料理・茶湯・万病妙薬秘伝・五性名乗字吉凶・十千十二文・不成説・その他

以上通俗的なものからかなりしゃかりした事項を満載している。

一応清拭手入アイコンかけ、表紙つけも完了し、会員への貸出しに備えている。ご利用下さい。